

Ⅱ. 生計維持者(原則 父母)の確認		※必ず一番下の「Ⅱ-8」「Ⅱ-9」まで回答する		
#	確認項目	該当に✓	必要手続き	備考
1	1 ページ目「Ⅱ-7」又は「Ⅱ-8」のいずれかに✓した		下記「Ⅱ-8」の「本人」に✓を付し、3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	「Ⅱ-2」～「Ⅱ-7」は回答不要
2	1 ページ目「Ⅱ-9」に✓した		下記「Ⅱ-8」の「その他()」に✓を付し、カッコに「配偶者」と記入して、3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	「Ⅱ-3」～「Ⅱ-7」は回答不要
3	父※はいない又は意識不明 (※養子縁組による養父や母の再婚相手は「父」扱い)		左記「Ⅱ-3」に✓した人のみ 理由を「a」～「e」から選択する (複数に該当する場合はすべてに✓)	「a」～「e」に該当しない場合は「父」はあなたの生計維持者なので、左欄「Ⅱ-3」の✓を削除してください。
	a 死別又は離婚※ (※離婚調停中は下記 b)		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	b 離婚調停中、かつ、あなたと別居し、あなたへの日常的な金銭的支援はない		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	c 意識不明※で、意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	d 行方不明で、警察署等に届け出ている		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理証明』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	e 父による家庭内暴力(DV等)から逃れるために別居中		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により父と別居していることの証明書』等の提出を求める場合があります。
4	母※はいない又は意識不明 (※養子縁組による養母や父の再婚相手は「母」扱い)		左記「Ⅱ-4」に✓した人のみ 理由を「m」～「q」から選択する (複数に該当する場合はすべてに✓)	「m」～「q」に該当しない場合は「母」はあなたの生計維持者なので、左欄「Ⅱ-4」の✓を削除してください。
	m 死別又は離婚※ (※離婚調停中は下記 n)		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	n 離婚調停中、かつ、あなたと別居し、あなたへの日常的な金銭的支援はない		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	o 意識不明※で、意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	p 行方不明で、警察署等に届け出ている		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理証明』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	q 母による家庭内暴力(DV等)から逃れるために別居中		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により母と別居していることの証明書』等の提出を求める場合があります。
5	「Ⅱ-3」にも「Ⅱ-4」にも✓がない(父母ともいる)		「Ⅱ-8」の「父」、「Ⅱ-9」の「母」(逆も可)に✓を付し、3 ページ目以降に回答する	父や母が無職や無収入でも生計維持者は父母両方の「2 名」です。 (「Ⅱ-6」と「Ⅱ-7」は回答不要)
6	「Ⅱ-3」か「Ⅱ-4」の片方にだけ✓した (父又は母がいない)		「Ⅱ-3」に✓した人は「Ⅱ-8」の「母」に✓ 「Ⅱ-4」に✓した人は「Ⅱ-8」の「父」に✓ どちらも 3 ページ目以降に回答する	「Ⅱ-7」は回答不要
7	「Ⅱ-4」と「Ⅱ-5」の両方に✓した (父母ともいない)		左記「Ⅱ-7」に✓した人のみ 「x」又は「y」のいずれかに✓	
	x 父母に代わりあなたへ日常的な金銭的支援を行っている人がある		「Ⅱ-8」の「その他()」に✓し、カッコにあなたを支援する人の続柄を記入して、3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	
	y あなたを支援する人はいない (上記「x」に該当しない)		「Ⅱ-8」の「本人」に✓を付し、3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	
8	あなたの生計維持者① (該当者の□に✓)	□父 □母 □本人 □その他()	全員入力必須	
9	あなたの生計維持者② (該当者の□に✓)	□父 □母 □本人 □その他()	「Ⅱ-5」に✓を付した人は入力必須	

【最重要】 スカラネット「⑨-家族情報」に登録する生計維持者は、必ず「Ⅱ-8」「Ⅱ-9」と一致させる。

※不一致があった場合は審査の遅れや受付不可又は採用取消の原因になります。

Ⅲ. その他の確認事項及び提出書類

#	確認項目	該当に✓	必要書類名 又は 必要手続き	備考
1	申請日現在で申請者本人が「自宅外通学」をしている		スカラネット「③-(11)」に自宅外通学の住所を入力する(部屋番号漏れに注意)	証明書類は採用後(12月又は1月頃)に提出する(給付・第一種のみ)
2	生計維持者①(「Ⅱ-8」)のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者①の住民票がある自治体(役所等)で『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国内に住民票がない場合は下記の「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	「マイナンバー提出用サイト」(『給付奨学金案内』p31,『貸与奨学金案内』p43)の「マイナンバー提出可否の選択」では、 左記書類を発行できた人については、「提出できます」を必ず選択すること
3	生計維持者②(「Ⅱ-9」)のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者②の住民票がある自治体(役所等)で『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国内に住民票がない場合は下記の「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	※ 「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※ マイナンバーを確認できる書類は 絶対に大学には提出しないこと
4	生計維持者①(「Ⅱ-8」)は日本国内に住民票がない		生計維持者①に係る、日本学生支援機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』	日本学生支援機構 HP からダウンロード(掲載ページは『給付奨学金案内』p30,『貸与奨学金案内』p42を参照)
5	生計維持者②(「Ⅱ-9」)は日本国内に住民票がない		生計維持者②に係る、日本学生支援機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』	
6	生計維持者①(「Ⅱ-8」)は2026年1月1日時点で、日本国内に住んでいなかった		生計維持者①に係る、 『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	申請期限までに書類提出できない場合は、後日、日本学生支援機構から提出指示があった時点で個別連絡(KOAN 掲示)にてお知らせしますので、連絡があり次第速やかに提出できるようご準備ください。
7	生計維持者②(「Ⅱ-9」)は2026年1月1日時点で、日本国内に住んでいなかった		生計維持者②に係る、 『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	
8	2026年1月1日～2026年8月31日の期間に生計維持者①または②に「新たに生まれた子等」(出生による実子、里親委託による里子、特別養子縁組による特別養子)がいる		下記①と②の両方【原本提出】 ① 「『新たに生まれた子等』の数の申告書」 ② 公的証明書類の写し等 (①に記載されたケース「ア」～「ウ」)	・①は本学ウェブサイトからダウンロード
9	2026年1月1日～2026年8月31日の期間に生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難等による扶養の異動が発生した		下記①と②の両方【原本提出】 ① 「『新たに生まれた子等』の数の申告書」 ② 公的証明書類の写し等 (①に記載されたケース「エ」)	・①は本学ウェブサイトからダウンロード ・左記の該当する事例については、申請フォームに記載の補足も確認してください。
10	2003年1月2日～2007年4月1日生まれかつ年収が123万円超160万円以下のきょうだい等がいる		下記①～③すべて【原本提出】 ① 特定親族等に係る子ども(本人以外)の申告書 ② 「子ども」として申告する特定親族等の令和8年(2026)年度課税証明書 ③ 戸籍謄本の写し、住民票の写し等、当該特定親族等と生計維持者の関係が分かる公的証明書類	・①は本学ウェブサイトからダウンロード
【給付奨学金】の申込者のみ回答してください				
11	「Ⅱ-8」で「本人」に✓し、かつ、大阪大学に入学した日の前1年以内に申込者本人が離職した		下記①と②の両方 ① 進学前離職の特例措置に係る申請書 ② 離職したことがわかる書類	・「生計維持者①」が「本人」の場合が対象 ・日本学生支援機構 HP からダウンロード https://www.jasso.go.jp/shogakuki/n/moshikomi/zaigaku/shingakumaerisyoku.html
【貸与奨学金】の申込者のみ回答してください				
12	申請者本人が障がい者(又は常に就床を要する介護の必要な人)である		該当者の障がい、要介護度等の事実が確認できる書類)のコピー	(例) ・『障害者手帳』 ・『医師等の証明書』 ・『介護手帳』
13	申請者本人、又は生計維持者に原子爆弾による被爆者がいる		『被爆者健康手帳』のコピー	・左記手帳の交付申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、手帳の交付申請書類一式のコピーを提出 ・左記手帳を所持せず、交付申請もしていない人は13に該当しません
14	申請者本人又は生計維持者が1年(被害が特に著しい場合は2年)以内に震災、風水害、火災などの著しい被害を受けた		りさい 『罹災証明書』のコピー 又は 『被災証明書』のコピー	・自治体へ証明書の発行申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーを提出
15	申請者本人が「北海道の区域外に居住するアイヌの人々」の認定を受けた		国土交通省が選定した実施機関が発行した「北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者」であることの『認定書』	・国土交通省が選定した実施機関には「社団法人北海道アイヌ協会」が該当